

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	相模原市医師会 訪問看護ステーション
所在地	〒252-0236 相模原市中央区富士見 6-6-1 大賀ビル 201
事業所指定番号	神奈川県 1462690006
管理者・連絡先	管理者 荒川 雅子 TEL042-750-8118 FAX042-750-8182
サービス提供地域	相模原市全域（但し、城山町、津久井町、相模湖町、藤野町は除く）

2 事業所の職員体制等

管理者	管理業務・調整業務	1名
サービス担当職員	訪問看護	常勤換算 2.5人以上の人員
事務担当職員	事務	1名（非常勤）

3 営業時間

営業曜日	平日（月曜日から金曜日）
営業時間	午前9時から午後5時30分

（注）12/29～1/3は「休祭日」の扱いとなります。

4 サービス利用料及び利用者負担

訪問看護利用料金については、《別紙1》に記載の通りです。

《 介護保険 対象者 》

65歳以上で要介護認定を受けた方

①40歳～64歳の方で特定疾病（16疾病）と診断され、要介護認定を受けた方

● 基本利用料

介護保険の給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（利用表）の1割から3割です。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【利用者負担算出方法】

地域単価（10.84円）×単位数＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円）× $\frac{0.9}{10}$ ～ $\frac{0.7}{10}$ （1円未満切り捨て）＝△△円（利用者負担額）
（1割） （3割）

※実際の利用者負担額の算出は、1か月のサービス合計単位数により計算します。

※ 訪問看護師が通常のサービス地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費（600円）の支払いが必要となります。

介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度を越える場合を含む）には、全額自己負担となります。

介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得て行うことになります。

《 医療保険 対象者 》

- ① 介護保険の対象にならず医師が必要と認めた方
- ② 40 歳未満の方、40 歳～64 歳の特定疾病以外の方、65 歳以上でも要介護認定を受けていない方
- ③ 厚生労働大臣が定める疾患
- ④ 病状悪化で特別指示書が発行されている方

- ご利用者負担は、医療保険・受給者証の種類により負担無し～3割負担となります。

(相模原市の助成制度による身体障害者手帳1・2級をお持ちの方は、基本利用料が無料になります。生活保護を受けている方、特定疾患および被爆者手帳をお持ちの方、重度心身障害者の方は公費負担制度の利用ができます。詳しくはステーションにお尋ね下さい。)

《 利用者負担金について 》

※ 基本利用料は、厚生労働大臣が公示で定める金額であり、これが改訂された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお。この場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

※ 毎月の利用者負担金は、郵便局口座からの自動払込（翌月 16 日引落し）、銀行口座からの自動払込（翌月 27 日引落し）、又は現金（翌月はじめの訪問日）にてお支払いください。

※ 上記のうち同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出下さい。

お申し出がないものについては同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。これらのお申し出は、後からいつでも変更、撤回等を行うことができます。

5 キャンセルについて

利用者の都合による、当日の訪問看護のキャンセルは、キャンセル料として 1,000 円を申し受けるものとします。ただし、利用者の体調の急変など緊急やむを得ない場合は不要とします。

6 当事業所のサービス方針

- (1) 要介護状態の利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう支援します。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、公正中立な立場で適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮します。
- (3) 事業の運営に当たっては、利用者処遇の向上を図るために市町村及び地域包括支援センター他、指定居宅介護支援事業者、関係施設等との連携に努め地域包括ケアシステムの構築を目指します。
- (4) 利用する方の秘密を守りサービスに対するご意見・ご要望は、利用する方の立場に立った対応に心掛けます。

7 相談対応・苦情相談

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

当事業所のお客様 相談窓口	TEL	0 4 2 (7 5 0) 8 1 1 8
	FAX	0 4 2 (7 5 0) 8 1 8 2
	相談員（責任者）	管理者 荒川 雅子
	対応時間	平日：午前 9 時から午後 5 時 30 分

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

福祉基盤課 (指導班)	所在地	相模原市役所本館 4 階
	TEL	0 4 2 (7 6 9) 9 2 2 6
	FAX	0 4 2 (7 5 9) 4 3 9 5
	対応時間	平日：午前 8 時 30 分から午後 5 時

※苦情処理の体制および手順

利用者や家族からの苦情に対し、迅速・適切に対応するため、苦情の受付日、その内容を記録します。

苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うようにします。

また、市町村が行う文書などの物件の提出若しくは提示の求めまたは市町村職員からの質問や照会に応じます。さらに、利用者からの苦情に関して、市町村・国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導・助言に従って必要な改善を行い、求めがあれば報告します。

8 事故時の対応等

- (1) ステーションは、サービス提供に際して利用者のケガや体調の急変があった場合には、主治医や家族、市町村、居宅介護支援事業者への連絡、その他適切な措置を迅速に行い事故の状況、採った処置について記録をし、その原因を解明して再発を防ぐための対策を講じます。
- (2) ステーションは、サービス提供にあたっては利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、訪問看護師の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

9 身体的拘束等の禁止

- (1) 看護師は、サービス提供に当たり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合（生命又は身体が危険にさらされる可能性が高い、代替手段がない・必要最短の拘束時間）は、手続きの上（管理者を含め複数の関係者で検討し判断します）この限りではありません。
- (2) 前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、看護師は、直ちに、その日時、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した必要な事項については、「訪問看護記録書」に記録します。

10 緊急時等における対応方法

- (1) 訪問看護員等は、(介護予防)訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
主治医に連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
- (2) 訪問看護員等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告をするものとする。

11 虐待の防止

ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について訪問看護員等に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 事業所において、訪問看護員等に対して、虐待の防止のための研修を定期的実施するものとする。
- (4) (1)から(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

12 衛生管理等

ステーションは、訪問看護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の整備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

ステーションは、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月1回以上開催するとともに、その結果について訪問看護員等に周知徹底を図るものとする。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 事業所において、訪問看護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施するものとする。

13 業務継続計画の策定等

ステーションは感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防看護）を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- (1) 訪問看護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

14 従業員の研修

ステーションは社会的使命を充分認識し、看護師の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けます。

- (1) 採用時研修：採用後 3 ヶ月以内の初任研修
- (2) 継続研修：年 1 回以上の業務研修

15 当社の概要

名称・法人種別	一般社団法人 相模原市医師会
代表者名	会長 細田 稔
法人の所在地 電話番号	相模原市中央区富士見 6-1-1 相模原市総合保健医療センター内 0 4 2 (7 5 5) 3 3 1 1
業務の概要	医師会員で組織された公益法人で市民等のための地域医療活動を実施している。 ① 休日・夜間急病診療事業 ② 各種検診事業 ③ 学校保健事業 ④ 訪問看護ステーション ⑤ 在宅ケア対策事業等
事業所数	4 箇所